

上・下水道指定工事業者更新手続きについて

指定期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※ 提出書類は、筑北村ホームページに様式を掲載しています。

暮らし> 上下水道> 指定工事店様用> 水道関係・下水道関係

1. 水道指定給水装置工事事業者 指定(新規・更新)申請書

・機械器具調書（給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数）

【添付書類】

- 誓約書
- 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 会社の従業員で水道法（昭和32年法律第177号）の規定による、給水装置工事主任技術者に合格した者がいることを証明できる書類（資格証の写し）。

【指定の基準】

- (1) 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ. 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第9条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - カ 法人の場合にあっては、その役員のうちにアからエまでのいずれにも該当する者及びその役職員に才に該当する者があるもの

2. 排水設備指定工事事業者（新規・更新）申請書

・ 機械器具調書

【添付書類】

- 誓約書
- 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- 会社の従業員で財団法人長野県下水道公社が行う責任技術者認定試験に合格した者又は浄化槽設備士試験に合格した者がいることを証明できる書類（資格証の写し）。

【指定の基準】

- (1) 筑北村の水道指定給水装置工事事業者の登録を受けていること。
- (2) 事業所ごとに責任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (3) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 下水道管その他の管の切断用の機械器具
 - イ 下水道管その他の管の加工用の機械器具
 - ウ 下水道管その他の管の接合用の機械器具
- (4) 長野県内に本社及び営業所があること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
水道指定給水装置工事事業者の指定の基準に準じる。

筑北村上下水道指定工事業者資格基準

1. 筑北村水道指定給水装置工事業者資格について

- イ. 水道法（昭和32年法律第177号）の規定による、給水装置工事主任技術者に合格した者とし、会社の従事職員であること。

2. 筑北村排水指定工事業者資格について

- イ. 財団法人長野県下水道公社が行う責任技術者認定資格に合格した者又は浄化槽設備士試験に合格した者とし、会社の従事職員であること。
- ロ. 水道法（昭和32年法律第177号）の規定による、給水装置工事主任技術者に合格した者とし、会社の従事職員であること。
- ハ. 上記のイ、ロ両方の資格を取得したものとする。